

倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、鳥取県が令和8年度（当該年度についての繰越明許費による場合を含む。）以後に市に交付する鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金（以下「県費補助金」という。）をその財源の一部としており、補助金の交付を受ける者（第3条第1項において「補助事業者」という。）は、前項の規定によるもののほか、県費補助金に係る交付要綱その他の規程の規定に従わなければならない。

(交付目的)

第2条 補助金は、住宅等への雨水貯留タンク設置をきっかけとした防災意識の向上及び流域治水の取組を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

3 補助事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の12月31日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 雨水貯留タンク設置場所位置図及び現況写真
- (2) 構造図（パンフレット可）
- (3) 施工見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更及び補助事業の内容の重大な変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の2月28日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 設置完了写真

(2) 領収書の写し（内訳がわかるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

(交付額の確定の通知)

第9条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、10年とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの
(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉市雨水貯留 タンク設置支援 事業	市内の住宅等(公共 施設を除く)に雨水 貯留タンクを設置 する市内に在住す る個人及び自治公 民館、社会福祉法人 その他の市内に存 する公共的団体(同 一の住宅等に対し て一回に限る。)	雨水貯留タンクの (120リットル以上 の容量のものに限 る。)設置に係る経 費(雨水貯留タンク 及びその配管等部 材の材料費、設置作 業に係る人件費等)	3分の2	40,000円

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業計画（報告）書

- 1 補助事業の名称 倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業
- 2 事業の内容 雨水貯留タンクの設置
- 3 設置場所 倉吉市_____
- 4 タンク容量 _____リットル
- 5 予定購入費・工事費（購入費・工事費） _____円
- 6 他の補助金の活用の有無 （有・無）
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

活用する補助金名 _____

事業内容 _____

問い合わせ先 _____
- 7 事業完了予定（完了）年月日 _____年 ____月 ____日

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他全ての財源を明記すること。）（単位：円）

事項	予算額(ア) (決算額(ア))	※1(イ) (予算額(イ))	(増減(ウ＝ア－イ))	備考
補助金（倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金）				
その他補助金				
申請者個人負担				
合計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）（単位：円）

事項	予算額(ア) (決算額(ア))	※1(イ) (予算額(イ))	(増減(ウ＝ア－イ))	備考
雨水貯留タンク設置				
合計				

※1 収支予算書の場合は、「(イ)」及び「増減（ウ＝ア－イ）」は空欄とすること。

※2 1収入の部・2支出の部のそれぞれで項（行）が不足する場合は、これを追加すること。

職氏名

- (1) 補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 補助金は、間接県費補助金等に該当するので、その交付の条件に従わなければならない。

倉 建 設 第 号
年 月 日

様

職氏名

〇〇年度倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日倉建設第 号で交付決定のあった倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金
- 2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-------|-----------|---|
| （1） | 確定交付額 | 交付決定額のとおり | |
| （2） | 算定基準額 | 金 | 円 |
| （3） | 交付決定額 | 金 | 円 |